

○学校法人久留米大学寄附行為

〔昭和3年2月14日〕
設 立 認 可

改正	昭和26年 3月 5日学校法人に変更認可	昭和29年 2月 8日一部変更認可
	昭和29年 5月 6日一部変更認可	昭和32年 6月 28日一部変更認可
	昭和34年 6月 11日一部変更認可	昭和36年 8月 25日一部変更認可
	昭和37年 8月 27日一部変更認可	昭和38年 5月 30日一部変更認可
	昭和40年 12月 20日一部変更認可	昭和43年 1月 17日一部変更認可
	昭和44年 1月 14日一部変更認可	昭和47年 3月 31日一部変更認可
	昭和50年 12月 8日一部変更認可	昭和51年 5月 28日一部変更
		(私立学校振興助成法附則第4条による)
	昭和51年 6月 1日一部変更認可	昭和51年 11月 29日一部変更
		〔学校教育法の一部を改正する法律 (昭和51年法律第25号) 附則 第5項による。〕
	昭和53年 6月 7日一部変更認可	昭和59年 3月 1日一部変更認可
	昭和61年 12月 23日一部変更認可	平成 元年 3月 17日一部変更認可
	平成 3年 12月 20日一部変更認可	平成 5年 12月 21日一部変更認可
	平成10年 2月 12日一部変更認可	平成11年 3月 31日一部変更認可
	平成11年 12月 22日一部変更認可	平成12年 7月 28日一部変更認可
	平成12年 12月 21日一部変更認可	平成13年 8月 1日一部変更認可
	平成13年 10月 30日一部変更認可	平成15年 11月 27日一部変更認可
	平成16年 10月 5日一部変更届出	平成17年 3月 31日一部変更認可
	平成21年 5月 22日一部変更届出	平成28年 8月 31日一部変更認可
	平成30年 4月 6日一部変更届出	令和 2年 2月 20日一部変更認可
	令和 5年 9月 4日一部変更認可	

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人久留米大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を久留米市旭町67番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 久留米大学 大学院 比較文化研究科 心理学研究科 ビジネス研究科
医学研究科
文学部 国際文化学科 社会福祉学科
心理学科 情報社会学科
人間健康学部 総合子ども学科 スポーツ医科学科
法学部 法律学科 国際政治学科
経済学部 経済学科 文化経済学科

商学部 商学科

医学部 医学科 看護学科 医療検査学科

- (2) 久留米大学附設高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 久留米大学附設中学校
- (4) 久留米大学医学部附属臨床検査専門学校 医療専門課程

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人以上18人以内
- (2) 監事 2人

(理事長、副理事長及び常務理事)

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 2 理事長以外の理事のうちから副理事長1人を置くことができる。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事のうちから、常務理事1人又は2人を置く。
- 4 副理事長及び常務理事は、理事長が推薦し、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長及び常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、この法人の業務について、この法人を代表する。
- 6 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 7 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 8 常務理事は、理事会の決議に基づき、理事長又は副理事長の指示に従い、日常業務を処理する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 久留米大学学長及び久留米大学附設高等学校長
 - (2) 久留米大学医学部長、同医学部附属病院長、同商学部長、同法学部長、同文学部長及び同経済学部長
 - (3) 評議員の互選により選任された者 5人
 - (4) 学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて、前3号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者 3人以上5人以内
- 2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、その職、地位又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防

止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号及び第2号による理事を除く。)の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長、副理事長及び常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由により退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事代表権の制限)

第11条 理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理又は代行)

第12条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理し、又はその職務を代行する。

2 前項において副理事長が選任されていないときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事が理事長の職務を代理し、又はその職務を代行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する

重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告を行うために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第14条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、原則として、毎月1回定期的に理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

4 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

5 理事総数の2分の1以上、又は評議員会から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

6 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事長は、理事会の議長となる。

9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

10 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第15条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産その他の重要な資産の処分に関する事項
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (4) 合併に関する事項
 - (5) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
 - (6) 残余財産の処分に関する事項
 - (7) 寄附行為の変更に関する事項
- （理事会の議事録）

第16条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び出席理事のうちから議長が指名し、その理事会の承認を得た2人以上の理事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第17条 この法人に、次の各号に掲げる評議員53人以上55人以内をもって組織する評議員会を置く。

- (1) この法人の教育職員のうちから16人、事務、技術等職員のうちから4人
- (2) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任されたもの16人
- (3) 久留米大学学長、同医学部長、同医学部附属病院長、同商学部長、同法学部長、同文学部長、同経済学部長及び久留米大学附設高等学校長
- (4) 福岡県医師会会員のうちから2人
- (5) 学識経験者 7人以上9人以内

（評議員の選任）

第18条 前条第1号に規定する評議員は、久留米大学教育職員及び事務、技術等職員の中より推薦された候補者のうちから理事会において選任する。

- 2 前条第2号に規定する評議員は、15人を久留米大学同窓会の推薦する候補者及び1人を久留米大学附設高等学校同窓会の推薦する候補者のうちから理事会において選任する。
- 3 前条第4号に規定する評議員は、福岡県医師会の推薦する候補者のうちから理事会において選任する。
- 4 前条第5号に規定する評議員は、理事会において選任する。
- 5 前条第1号、第3号及び第4号に規定する評議員は、その職又は地位を退いた

ときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第19条 評議員(第17条第3号の規定により選任されたものを除く。この条中以下同じ。)の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第20条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の4分の3以上出席した評議員会において、出席評議員の4分の3以上の議決及び理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由により退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(議長及び副議長)

第21条 評議員会の議長及び副議長は、評議員の互選で定める。

(会議)

第22条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に理事長が招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めたとき、又は私立学校法第41条第5項に規定する請求があったときに招集する。

4 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

5 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

6 評議員会に出席することのできない評議員が、あらかじめ委任すべき事項を明示した委任状をもって、他の評議員に委任した場合は、これをもって出席とみなす。

7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

9 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議決事項)

第23条 この寄附行為第15条に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

(諮問事項)

第24条 次の事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 運用財産のうち、不動産及び積立金の管理に関する事項
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準に関する事項
- (4) 寄附金の募集に関する事項
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項

(議事録)

第25条 第16条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「その理事会の承認を得た2人以上の理事」とあるのは、「その評議員会の承認を得た2人以上の評議員」と読み替えるものとする。

第4章 顧問

(顧問)

第26条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の委嘱期間は、委嘱した理事長の在任期間とする。ただし、再委嘱することができる。
- 4 顧問は、理事長の要請に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(財産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則に定める財産区分に基づき、別紙財産目録の区分に従うものとする。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な方法により運用し、理事長

が保管する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名、住所等を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為及び前項の書類に監事作成の監査報告書を付して、各事業所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の氏名以外に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の氏名以外に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報

酬等として支給することができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由に該当する場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により選定する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の合併、解散、清算人が債権者に対して行う請求申出の催告及び破産宣告請求の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第42条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務

執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額のいずれか高い額とする。

(施行規則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理運営に関し、必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可を得て、組織変更の登記をした日から施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りである。

理事長	石	橋	正二郎
常務理事	大	江	力
理 事	小野寺	直	助
理 事	板	垣	政 参
理 事	王	丸	勇
理 事	古	森	善五郎
理 事	石	津	漣
理 事	岡		幸三郎
理 事	渡	邊	信 吉
理 事	根	城	晝 夜
理 事	重	松	俊
理 事	溝	口	博
監 事	布	江	清 作
監 事	楠		正 人

附 則（2. 5. 25）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年12月20日）から施行する。ただし、第5条、第7条及び第17条の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（5. 3. 26）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年12月21日）から施行する。ただし、第5条、第7条及び第17条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（9. 3. 28）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年2月12日）から施行する。

附 則（10. 12. 18）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年3月31日）から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、平成11年6月17日から施行する。

附 則（11. 3. 26）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（12. 5. 26）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年7月28日）から施行する。

附 則（12. 3. 23）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（13. 3. 22）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則（13. 5. 25）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年10月30日）から施行する。

附 則（15. 3. 28）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（16. 3. 26）

この寄附行為は、文部科学大臣による適合通知の日（平成16年10月5日）から施行する。

附 則（16. 12. 24）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行する。

附 則（21. 5. 22）

この寄附行為は、平成21年5月22日から施行する。

附 則（27. 12. 25）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（30. 3. 23）

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（1. 11. 22）

令和2年2月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（4. 10. 28）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年9月4日）から施行する。